

## 新型コロナウイルス感染症に関する「診療・検査医療機関」の 指定及び「受診・相談センター」等の設置について

これまで、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある方は、保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、県内51か所の「帰国者・接触者外来」等を受診し、検査を受けていただいていた。

愛知県では、10月26日から、季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者等がかかりつけ医等の地域の医療機関に直接電話相談の上、診療・検査を受けられる体制を整えるため、「診療・検査医療機関」を指定しました。

### 発熱患者等の外来診療フロー図

